

○総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の二の項の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 武田 良太

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後

改正前

<p>(調査の対象)</p> <p>第五条 小売物価統計調査は、次に掲げる事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。</p> <p>一 別表の一の項及び二の項の上欄に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）については、総務大臣の定める調査地域内における、当該品目を販売し、又は提供している事業所のうち、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定したもの</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(調査の方法)</p> <p>第十条 小売物価統計調査は、次の各号に掲げる品目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。</p> <p>一 別表の一の項の上欄に掲げる品目 同項の下欄に掲げる者が当該品目を販売し、若しくは提供している調査事業所ごとに質問すること又は自ら確認することにより行う。</p> <p>二 別表の二の項の上欄に掲げる品目 同項の下欄に掲げる者が当該品目を提供している調査事業所ごとに質問すること又は第六条の調査事項を把握することができる書類等の提供を求めることにより行う。</p> <p>三 別表の三の項及び四の項の上欄に掲げる品目 それぞれ同表の三の項及び四の項の下欄に掲げる者が当該品目を販売し、若しくは提供している調査事業所ごとに質問すること若しくは第六条の調査事項を把握できる書類等の提供を求めると又は自ら確認することにより行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、小売物価統計調査の精度を確保するため必要があるときは、調査員調査品目のうち、総務大臣が指定するものについては、総務大臣又は都道府県知事が調査することができる。</p> <p>3 別表の二の項の下欄に掲げる者は、同項の上欄に掲げる品目を提供している調査事業所の事業主及び事実上当該事業所の事業主に代わる者の不在その他の事由により、第一項第二号に掲げる方法による調査を行うことができないときは、第六条の調査事項を当該調査事業所から当該品目の提供を受けている世帯の世帯主又はこれに準ずる者に質問することにより調査することができる。</p> <p>(報告の義務及び方法)</p> <p>第十一条 小売物価統計調査に当たっては、第六条の調査事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。</p>	<p>(調査の対象)</p> <p>第五条 小売物価統計調査は、次に掲げる事業所（以下「調査事業所」という。）及び世帯（以下「調査世帯」という。）について行う。</p> <p>一 別表の一の項及び二の項の上欄に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）については、総務大臣の定める調査地域内における、当該品目を販売し、又は提供している事業所及び当該品目の提供を受けている世帯のうち、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定したもの</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(調査の方法)</p> <p>第十条 小売物価統計調査は、別表下欄に掲げる者がそれぞれ同表上欄の品目を販売し、若しくは提供している調査事業所又は当該品目の提供を受けている調査世帯ごとに質問することにより行う。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、小売物価統計調査の精度を確保するため必要があるときは、別表の一の項の上欄の品目を調査することができる。</p> <p>3 別表の二の項の下欄に掲げる者は、同項の上欄の品目の提供を受けている調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、第一項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条の調査事項を当該調査世帯に当該品目を提供している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。</p> <p>(報告の義務及び方法)</p> <p>第十一条 小売物価統計調査に当たっては、第六条の調査事項について、調査事業所の事業主又は調査世帯の世帯主が報告しなければならない。</p>
---	---

〔2 略〕

〔削る〕

3|| 前二項の報告は、別表上欄に掲げる品目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者の質問に答えること又は第六条の調査事項を把握することができる書類等を提供することにより行う。

〔2 同上〕

3|| 調査世帯の世帯主に準ずる者は、当該世帯主に代わって当該報告を行うことができる。

4|| 前三項の報告は、別表上欄に掲げる品目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者の質問に答えることにより行う。

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

一	〔略〕	手洗い用石けん	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	品目	調査日	調査担当者
	〔略〕								
二	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕								
三	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕								
四	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕								

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

一	〔同上〕	化粧石けん	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	品目	調査日	調査担当者
	〔同上〕								
二	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕								
三	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕								
四	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕								

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 第二表

改正後

改正前

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

一	うるち米	中華麵	魚介漬物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	品目	調査日	調査担当者
	味付け肉								

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

一	うるち米	もち米	中華麵	ゆで沖繩そば	〔同上〕	〔同上〕	品目	調査日	調査担当者
	魚介漬物								

<p>略] 中華そば(外食) [略] 食堂セット [略] クッション [略] 布団 [略] 水筒 [略] 殺虫剤 [略] 子供用ズボン [略] 学習用机 略] ビデオソフト [略] 写真撮影代 [略]</p>	<p>[略] ビーマン [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>三 [略] 人間ドック受診料 [略] 短期大学授業料 略] 文化施設入場料 [略]</p>	<p>四 [略] 鉄道運賃 [略] レンタカー料金 携帯電話 機 [略] 単行本 [略] サッカー観覧料 [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

<p>ク缶詰 [同上] 野菜缶詰 グレープフルーツ [同上] 上] アボカド 果物缶詰 [同上] 中華そば(外食) 〔沖繩そば(外食) [同上] 整理だんす 食堂セ ット [同上] 室内時計 クッション [同上] 布 団 毛布 [同上] 水筒 台所用密閉容器 [同上] 殺虫剤 防虫剤 [同上] 男児用ズボン 女児用ス カート 子供用ズボン [同上] 固定電話機 携帯電 話機 テレビ 携帯型オーディオプレーヤー ビデオレ コーダー カメラ ビデオカメラ 学習用机 パーソナ ルコンピュータ プリンタ 電子辞書 [同上] 記録 型ディスク ビデオソフト [同上] 写真プリント代 写真撮影代 [同上]</p>	<p>[同上] ビーマン にがうり とうが [同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>三 [同上] 出産入院料 人間ドック受診料 [同上] 短期大学授業料 幼稚園保育料 [同上] 文化施設入 場料(公立) 文化施設入場料 [同上] 宿泊料</p>	<p>四 [同上] 鉄道運賃 航空運賃 外国バック旅行費 同上] レンタカー料金 [同上] 辞書 単行本 同上] サッカー観覧料 文化施設入場料(独立行政法 人) [同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>毎月の五日を 含む週の金曜 日(休日の前 日である場合 にあつては、 翌週の月曜日 )及び土曜日</p>	<p>[同上]</p>
<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二表の規定は、令和四年一月一日から施行する。